淡路花博25周年記念花みどりフェア　バスを活用した誘客促進事業補助金　交付要綱

（事業趣旨）

第１条　この要綱は、「淡路花博25周年記念花みどりフェア（以下「花みどりフェア」という。）」の開催期間中、CO₂削減や交通渋滞の緩和、誘客促進と幅広い広報を進めるため、旅行造成業者等の協力を得てバス乗り放題きっぷを活用した宿泊旅行プランや日帰り旅行プランを造成し、「淡路花博25周年記念花みどりフェア　バスを活用した誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）」を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第１種旅行業または第２種旅行業の登録を行っており、且つ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　県税の滞納がないこと。

⑵　補助対象者の代表者及び構成員が兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第２条第１号から第３号までに規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、以下の経費とする。

⑴　事務費

1. 補助対象者が、淡路島内または神戸市内・明石市内の宿泊施設と連携・調整し、当該宿泊施設にバス乗り放題きっぷ付きの宿泊旅行プラン(以下「宿泊旅行プラン」という。)を造成するために要する経費。なお、必ずプラン名に「花みどりフェア」の名称を用いること。（例：花みどりフェア開催記念 バス乗り放題きっぷ付き宿泊旅行プラン）

　　　②　補助対象者が、淡路島内の宿泊施設や観光施設と連携・調整し、バス乗り放題きっぷ付きの日帰り旅行プラン(以下「日帰り旅行プラン」という。)を造成するために要する経費。なお、必ずプラン名に「花みどりフェア」の名称を用いること。（例：花みどりフェア開催記念 バス乗り放題きっぷでめぐる淡路島日帰り旅行プラン）

　　⑵　広報費

　　　　宿泊旅行プランまたは日帰り旅行プランを造成した後、当該旅行プランを旅行者に広報するために要する経費。ＨＰにおける専用の広報ページの作成のほか、チラシ、雑誌、新聞広告、ＳＮＳを活用した発信等、効果の高い広報を行うこと。

　　⑶　バス乗り放題きっぷの経費

　　　　造成しようとする旅行プラン（宿泊旅行プランまたは日帰り旅行プラン）と宿泊施設の所在地に応じて、以下のとおりバス乗り放題きっぷの経費の全額または一部を補助する。ただし、当該補助対象経費は、補助事業者が実績報告時に実際の利用枚数を淡路花博25周年記念事業実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）に報告し、実行委員会がバス事業者に支払うことで補助を行う。

　　　①　宿泊旅行プラン（淡路島内の宿泊施設）

以下のバス乗り放題きっぷに要する経費の全額

　　　　ア　北淡路バス乗り放題きっぷ大磯号（２日）版（大人・子供）

　　　　イ　北淡路バス乗り放題きっぷかけはし号（神戸発着）版（大人・子供）

　　　　ウ　南淡路バス乗り放題きっぷ（大人・子供）

　　　②　宿泊旅行プラン（神戸市内・明石市内の宿泊施設）

　　　　　以下のバス乗り放題きっぷに要する経費の全額

ア　北淡路バス乗り放題きっぷ大磯号（１日）版（大人・子供）

③　日帰り旅行プラン（淡路島内の宿泊施設・観光施設）

　　以下のバス乗り放題きっぷに要する経費の半額

　　　　ア　北淡路バス乗り放題きっぷ大磯号（１日）版（大人・子供）

（補助対象となる旅行プラン）

第４条　補助対象となる旅行プランの対象日は以下のとおりとする。

⑴　宿泊旅行プラン（淡路島内、神戸市内・明石市内）

花みどりフェアの開催期間のうち、以下の休前日および祝前日の宿泊旅行プラン

　　　　[2025年3月]

19日（水）、21日（金）、22日（土）、28日（金）、29日（土）

[2025年4月]

4日（金）、5日（土）、11日（金）、12日（土）、18日（金）、19日（土）、

25日（金）、26日（土）

　　⑵　日帰り旅行プラン（淡路島内）

花みどりフェアの開催期間のうち、以下の休日および祝日の日帰り旅行プラン

　　　　[2025年3月]

20日（木・祝）、22日（土）、23日（日）、29日（土）、30日（日）

[2025年4月]

5日（土）、6日（日）、12日（土）、13日（日）、19日（土）、20日（日）、

26日（土）、27日（日）

（補助対象となる宿泊旅行プランおよび日帰り旅行プランの事業スキーム）

第５条　当該事業を実施するためには、バス乗り放題きっぷを旅行者に配布することが必要となる。そのためにはきっぷ販売窓口で配布する等、バス事業者の協力が必要となることから、原則として、別紙「補助対象となる宿泊旅行プランおよび日帰り旅行プランの事業スキーム」に記載の流れに沿った旅行プランのみを補助対象とする。

　　ただし、補助事業者が予め実行委員会からバス乗り放題きっぷの配布を受け、宿泊旅行プラン等の申込を行った利用者に郵送するなど、バス事業者の作業が発生しない仕組みであれば補助対象とすることを検討する。その場合は事業スキームを提案すること。

２　別紙「補助対象となる宿泊旅行プランおよび日帰り旅行プランの事業スキーム」に記載の事業スキーム①、③により事業を実施する場合は、バス乗り放題きっぷ利用者名簿を補助事業者からバス事業者およびきっぷ販売窓口に電子メールで送付することになる。バス乗り放題きっぷ利用者名簿の送付責任者を明確にするとともに、個人情報の取扱には十分注意すること。万が一、誤送信等の個人情報漏洩事故が発生した場合には、補助事業者の責任において処理すること。

３　同一の補助事業者で支店等がある場合は、補助事業者単位でバス乗り放題きっぷ利用者名簿をまとめたうえでバス事業者およびきっぷ販売窓口に送付すること。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、以下の単価に対象施設数を乗じた金額とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、対象施設数が６施設以下の場合は、事務費・広報費合わせて100,000円とする。また、34施設以上の場合は、事務費・広報費合わせて500,000円とする。

　　⑴　事務費

　　　①　宿泊旅行プラン（淡路島内、神戸市内・明石市内）

　　　　　宿泊旅行プランを実際に造成した宿泊施設１施設につき5,000円

　　クーポンの活用など、既存の宿泊プランにバス乗り放題きっぷを付け加える仕組みも可能とするが、対象の宿泊施設や宿泊プランとバス乗り放題きっぷが紐付いていることがＨＰや広報誌等で確認できることを必要とする。

　　　②　日帰り旅行プラン（淡路島内）

　　　　　日帰り旅行プランを実際に造成した宿泊施設または観光施設１施設につき5,000円

　　　　　なお、同一の日帰り旅行プランで複数の宿泊施設や観光施設を周遊する旅行プランを造成した場合の施設数は１つとみなす。

　　⑵　広報費

　　　①　宿泊旅行プラン（淡路島内、神戸市内・明石市内）

　　　　　宿泊旅行プランを実際に造成した宿泊施設１施設につき10,000円

　　　　　クーポンの活用など、既存の宿泊プランにバス乗り放題きっぷを付け加える仕組みも可能とするが、対象の宿泊施設や宿泊プランとバス乗り放題きっぷが紐付いていることがＨＰや広報誌等で確認できること。

　　　②　日帰り旅行プラン（淡路島内）

　　　　　日帰り旅行プランを実際に造成した宿泊施設または観光施設１施設につき10,000円

　　　　　なお、同一の日帰り旅行プランで複数の宿泊施設や観光施設を周遊するプランを造成した場合の施設数は１つとみなす。

　　⑶　バス乗り放題きっぷの経費

①　宿泊旅行プラン（淡路島内）

　　　　　宿泊旅行プランに要する以下のバス乗り放題きっぷに要する経費全額。ただし、補助事業者が実績報告時に実際の利用枚数を実行委員会に報告し、実行委員会がバス事業者にバス乗り放題きっぷの費用を支払う。

　　　　　ア　北淡路バス乗り放題きっぷ大磯号（２日）版（大人・子供）

　　　　　イ　北淡路バス乗り放題きっぷかけはし号（神戸発着）版（大人・子供）

　　　　　ウ　南淡路バス乗り放題きっぷ（大人・子供）

②　宿泊旅行プラン（神戸市内・明石市内）

　　　　　宿泊旅行プランに要する以下のバス乗り放題きっぷに要する経費全額。ただし、補助事業者が実績報告時に実際の利用枚数を実行委員会に報告し、実行委員会がバス事業者にバス乗り放題きっぷの費用を支払う。

　　　　　ア　北淡路バス乗り放題きっぷ大磯号（１日）版（大人・子供）

③　日帰り旅行プラン（淡路島内）

　　　　　日帰り旅行プランに要する以下のバス乗り放題きっぷに要する経費の２分の１。ただし、実行委員会負担分の２分の１の経費は、補助事業者からの実績報告に基づき、実際の利用枚数分をバス事業者に支払うが、残りの補助事業者負担分の２分の１の経費は、補助事業者がバス事業者に直接支払うこと。

　　　　　ア　北淡路バス乗り放題きっぷ大磯号（１日）版（大人・子供）

（事前審査）

第７条　交付申請前に事前審査を行うため、以下の書類を提出すること。

　　①　補助金事前審査申請書（様式第１号）

②　実施計画書（様式第２号）

③　バス乗り放題きっぷ　利用見込数算出表（様式第３号）

※ 実施する事業スキームにより、3－1～3－3のいずれかを提出

④　旅行プランを造成する宿泊施設等一覧（様式第４号）

　⑴　受付期間

　　①　受付開始日

　　　　令和６年10月4日（金）

　　②　受付終了日

　　　　予算に達するまで

　⑵　提出方法

　　　以下のメールアドレスに送信すること。

　　　[提出先メールアドレス]　[hanamidori2025@awaji-hanahaku.com](mailto:hanamidori2025@awaji-hanahaku.com)

（提出先）

〒656-2306

兵庫県淡路市夢舞台１淡路夢舞台国際会議場３階　淡路花博25周年記念事業実行委員会

（問合せ先）

花みどりフェア推進室　事業課　0799-73-6090

　⑶　採択審査

　　　バス乗り放題きっぷの利用見込数を中心に申請書類一式を実行委員会で審査する。審査した結果、実行委員会がバス乗り放題きっぷの利用見込数が30枚を下回ると判断した場合、造成しようとするプランの利用見込が低いと判断した場合、広報効果が低いと判断した場合等、事業の実施効果が低いと判断した場合は不採択とする。また、順に審査した結果、予算に達した段階で審査をやめ、残りの申請は全て不採択とする。その他の申請は全て採択とする。

　⑷　バス乗り放題きっぷの利用見込数の算定

バス乗り放題きっぷの利用見込数は、以下の方法により大人の利用見込数を算定すること。子供の利用見込数は、原則として、大人の利用見込数の３割（端数切上）とする。例外として、定量的で利用見込数として現実性が認められる算定方法であれば変更することも可とするが、現実性が乏しい場合は実行委員会から修正を求める。

①　宿泊旅行プラン（淡路島内の宿泊施設）

ア　補助対象者が契約を締結している淡路島内の宿泊施設の2024年3月22日～4月27日の祝休日前日の販売実績を元に、実行委員会が定めた高速バスの利用割合を乗じ、３市で按分する。

なお、直近の類似の宿泊プランの販売実績等に基づき、高速バスの利用割合等を変更することも可とする。

イ　直近の類似の宿泊プランの利用実績に基づいた算定方法等、定量的で現実性が認められる利用見込

②　宿泊旅行プラン（神戸市内・明石市内の宿泊施設）

ア　補助対象者が契約を締結している神戸市内・明石市内の宿泊施設の2024年3月22日～4月27日の祝休前日の販売実績を元に、淡路島への旅行者の割合を乗じ、３市で按分する。

　　　イ　直近の類似の宿泊プランの利用実績に基づいた算定方法等、定量的で現実性が認められる利用見込

③　日帰り旅行プラン（淡路島内の宿泊施設等）

ア　補助対象者が契約を締結している淡路島内の宿泊施設等の2024年3月23日～4月28日の休日（土・日）の販売実績を元に、高速バスの利用割合を乗じ、３市で按分する

　　　イ　直近の類似の日帰りプランの利用実績に基づいた算定方法等、定量的で現実性が認められる利用見込

　⑸　審査結果の通知

　　　事前審査申請書の提出者に対し、バスを活用した誘客促進事業補助金事前審査結果通知書（様式５－１号または様式５－２）を通知する。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、バスを活用した誘客促進事業補助金交付申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

　　①　実施計画書（様式第２号）

②　バス乗り放題きっぷ　利用見込数算出表（様式第３号）

③　旅行プランを造成する宿泊施設等一覧（様式第４号）

　　④　事前審査結果通知書（様式第６号）の写し

　　⑤　同意書（様式第７号）

　　⑥　誓約書（様式第８号）の写し

　　⑦　前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第９条　実行委員長は、前条の申請書の提出があったとき、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定をし、バスを活用した誘客促進事業補助金交付決定通知書（様式第９号）により、当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第10条　交付決定者は、旅行プラン造成を行う宿泊施設等に対し、ポスターの掲載やチラシの配架、ＨＰでのＰＲなど、花みどりフェアの広報の協力を行うよう要請すること。

（交付決定の内容変更）

第11条　交付決定者は、第９条の規定による補助金の交付決定の内容を変更するときは、速やかに、バスを活用した誘客促進事業補助金変更承認申請書（様式第１０号）に、当該変更に係る書類等を添えて実行委員長に提出し、承認を受けなければならない。

　　特に、バス乗り放題きっぷの利用見込数に大幅な変更が想定されるときは、速やかに報告を行うとともに、バスを活用した誘客促進事業補助金変更承認申請書（様式第１０号）のほか、実行委員会が提出を求める資料を提出すること。

２　実行委員長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、バスを活用した誘客促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第１１号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（状況報告）

第12条　実行委員長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助対象事業に関する報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２　交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（日帰り旅行プラン（淡路島内）のバス乗り放題きっぷの交付決定者負担金の支払い）

第13条　日帰り旅行プラン（淡路島内）を実施した交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、第６条により発生する交付決定者分の負担金をバス事業者に直接支払うこと。

（実績報告）

第14条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了した日から30日以内に、バスを活用した誘客促進事業補助金実績報告書（様式第１２号）に次に掲げる書類等を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

　　①　実績書（様式第１３号）

②　旅行プランを造成した宿泊施設等一覧（様式第１４号）

③　バス乗り放題きっぷ利用者名簿（様式第１８号）

④　広報したことが確認できる書類

　　⑤　前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類

（額の確定）

第15条　実行委員長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その報告に関わる書類審査、現地確認等により完了検査を行い、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、バスを活用した誘客促進事業補助金交付額確定通知書（様式第１５号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の支払等）

第16条　実行委員長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、当該交付決定者に対し補助金を支払うものとする。

２　実行委員長は、前項の規定にかかわらず、第１条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

３　交付決定者は、前２項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、バスを活用した誘客促進事業補助金交付請求書（様式第１６号）を実行委員長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条　実行委員長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を15日以内の期限を定めて求めることができる。ただし、委員長が、やむを得ない事情があると認めたときは、期限を延長することができる。

⑴　補助金を他の用途に使用したとき。

⑵　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑷　この要綱その他関係法令に違反し、又は実行委員長の指示に従わなかったとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、実行委員長が補助金の交付を不適当であると認めるとき。

２　実行委員長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、バスを活用した誘客促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第１７号）により交付決定者に通知するものとする。

（遅延利息）

第18条　補助事業者は、前条第１項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付できなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を実行委員会に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条　交付決定者は、補助対象事業により取得した財産について、実行委員長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、又は処分をしてはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を実行委員会に返還した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して５年を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の保管）

第20条　交付決定者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年１０月４日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

補　助　金　事　前　審　査　申　請　書

令和　　年　　月　　日

　淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

　淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業を下記のとおり実施したいので、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて補助金事前審査を申請します。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　　円

２　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | 子供 | 合計 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行プラン用 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円

３　添付書類

・実施計画書（様式第２号）

・バス乗り放題きっぷ　利用見込数算出表（様式第３号）

　※ 実施する事業ｽｷｰﾑにより、3－1～3－3のいずれかを提出

・旅行プランを造成する宿泊施設等一覧（様式第４号）

様式第２号（第７条関係）

実　施　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡先 | TEL　　　　　　　　　　　　　　　FAX |
| 実　施　計　画 | ○参加する支店等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○実施する事業スキーム：①　・　②　・　③　・　その他  ○その他の事業スキームの場合の概要  ○バス事業者及びきっぷ販売窓口との連絡担当者（②の場合不要）  （　　　　　　　　　）  ○利用者名簿の管理責任者（②の場合不要）（　　　　　　　　）  ○利用者名簿の送付者（②の場合不要）（　　　　　　　　　　）  ○利用者名簿の送付者のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（②の場合不要）（　　　　　　　　　　）  ○プラン造成予定施設数（　　　　　施設）  ○プラン造成方法の概要  ○補助金額（事務費・広報費の合計）  　以下のいずれかに✔をしてください。  　　□６施設まで　　　　10万円  　　□６～３３施設  施設数[　　　]×15,000円（事務費：5,000円、広報費：10,000円）  ＝　　　　　　　　　 万円  　　□３４施設以上　　　50万円  ○実施する広報の概要 |
| 申請書の  担当者情報 | 担当者職・氏名：  TEL：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  E-mail：  ※書類等送付先【団体所在地と別に送付先を指定する場合のみ】 |

様式第５－１号（第７条関係）

事　前　審　査　結　果　通　知　書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　　印

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業の補助金事前審査申請書を審査した結果、下記のとおり補助対象事業者と決定しましたので、お知らせします。なお、速やかに補助金交付申請書を実行委員会に提出してください。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　　円

２　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | 子供 | 合計 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行プラン用 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円

３　添付書類

・実施計画書（様式第２号）

・バス乗り放題きっぷ　利用見込数算出表（様式第３号）

　※ 実施する事業ｽｷｰﾑにより、3－1～3－3のいずれかを提出

・旅行プランを造成する宿泊施設等一覧（様式第４号）

様式第５－２号（第７条関係）

事　前　審　査　結　果　通　知　書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　　印

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業の補助金事前審査申請書を審査した結果、誠に残念ながら今回は貴意に添えないこととなりました。

大変恐縮ではございますが、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

様式第６号（第８条関係）

補　助　金　交　付　申　請　書

令和　　年　　月　　日

　淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

　淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業を下記のとおり実施したいので、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて補助金交付を申請します。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　　円

２　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | 子供 | 合計 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行プラン用 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円

３　添付書類

・実施計画書（様式第２号）　　　　　　　　　　　　　　・事前審査結果通知書（様式第６号）の写し

・バス乗り放題きっぷ　利用見込数算出表（様式第３号）　・同意書（様式第７号）

　※ 実施する事業ｽｷｰﾑにより、3－1～3－3のいずれかを提出　　・誓約書（様式第８号）

・旅行プランを造成する宿泊施設等一覧（様式第４号）

様式第７号（第８条関係）

同　　意　　書

淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金の交付を申請するにあたり、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第２条に定める補助対象者の資格要件に該当するか否かの確認のため、納税状況等の必要な情報の確認を行うことに同意します。

令和　　年　　月　　日

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

様式第８号（第８条関係）

誓　　約　　書

私は、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金の交付の申請に当たり、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第２条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

なお、実行委員長が淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱の規定に違反すると認めた場合は、補助金の交付の決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた補助金を返還することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

様式第９号（第９条関係）

補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　補助事業名

２　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | 子供 | 合計 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行プラン用 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　 子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円

４　この補助金の交付の対象となる事業は、令和　　年　　月　　日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。

５　補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

６ この事業は、令和　　年　　月　　日までに完了しなければならない。

様式第10号（第11条関係）

補助金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定のありました淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業について、下記のとおり交付決定の内容を変更したいので、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第11条第１項の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　補助金変更交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　 □６施設まで　　　　10万円

　　 □６～３３施設

施設数[　　　]×15,000円（事務費：5,000円、広報費：10,000円）＝　　　　　　万円

　□３４施設以上　　　50万円

３　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | | 子供 | | 合計 | |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行ﾌﾟﾗﾝ用 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円（変更後）

　　　　　　　　　　　　　　　 子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円（変更後）

様式第11号（第11条関係）

補助金変更承認（不承認）通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで変更申請のありました淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業については、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので通知します。

記

１　補助金変更交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　 □６施設まで　　　　10万円

　　 □６～３３施設

施設数[　　　]×15,000円（事務費：5,000円、広報費：10,000円）＝　　　　　　万円

　□３４施設以上　　　50万円

２　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | | 子供 | | 合計 | |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行ﾌﾟﾗﾝ用 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円（変更後）

　　　　　　　　　　　　　　　 子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円（変更後）

３　補助金交付の条件等について、上記のほかは、令和　　年　　月　　日付け補助金交付決定通知書に記載のとおりとする。なお、添付書類は別添のとおりとする。

様式第12号（第14条関係）

補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

　淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定のありました淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業を実施しましたので、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　補助金額　　　　　　　　　　　　円

２　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | | 子供 | | 合計 | |
| 交付決定 | 実績 | 交付決定 | 実績 | 交付決定 | 実績 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行ﾌﾟﾗﾝ用 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 |

(※)うち、実行委員会負担分　大人1,200円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円（実績）

　　　　　　　　　　　　　 　　　　 子供600円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円（実績）

３　添付書類

・実績書（様式第13号）

・旅行プランを造成した宿泊施設等一覧（様式第14号）

・バス乗り放題きっぷ利用者名簿（様式第18号）

・造成した旅行プランを確認できる書類（様式任意）

・広報したことが確認できる書類（様式任意）

様式第13号（第14条関係）

実　　績　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡先 | TEL　　　　　　　　　　　　　　　FAX |
| 事　業　実　績 | ○参加する支店等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ○実施した事業スキーム：①　・　②　・　③　・　その他  ○その他の事業スキームの場合の概要  ○バス事業者及びきっぷ販売窓口との連絡担当者（②の場合不要）  （　　　　　　　　　）  ○利用者名簿の管理責任者（②の場合不要）（　　　　　　　　）  ○利用者名簿の送付者（②の場合不要）（　　　　　　　　　　）  ○利用者名簿の送付者のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（②の場合不要）（　　　　　　　　　　）  ○プラン造成施設数（　　　　　施設）  ○プラン造成方法の概要  ○補助金額（事務費・広報費の合計）  　以下のいずれかに✔をしてください。  　　□６施設まで　　　　10万円  　　□６～３３施設  施設数[　　　]×15,000円（事務費：5,000円、広報費：10,000円）  ＝　　　　　　　　　 万円  　　□３４施設以上　　　50万円  ○実施した広報の概要 |
| 担当者情報 | 担当者職・氏名：  TEL：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  E-mail：  ※書類等送付先【団体所在地と別に送付先を指定する場合のみ】 |

様式第15号（第15条関係）

補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　　　印

　淡路花博25周年花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業として、下記のとおり補助金を確定しましたので通知します。

記

１　確　定　額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | 子供 | 合計 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行プラン用 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,000円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　 子供500円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円様式第16号（第16条関係）

補助金交付請求書

金 　　　　　　　　　　円也

ただし、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金

補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円（概算払のとき）

　　　　　　補助金確定額　　　　　　　　　　　円（精算払のとき）

既受領額　　　　　　　　　　　円

今回請求額　　　　　　　　　　　円

　〈根　拠〉補助金交付決定通知　　[令和　年　月　日]（概算払のとき）

補助金交付額確定通知 [令和　年　月　日]（精算払のとき）

上記のとおり、補助金の交付をお願いしたいので、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第16条の規定により請求します。

　　　令和　　年　　月　　日

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　様

（請求者）

所 在 地

団 体 名

代表者名　　　　 　　印

〈振込先〉

　 　金融機関・支店名

　 　口　座　番　号　　（普通・当座）

　　　（フリガナ）

　 　口 座 名 義 人

様式第17号（第17条関係）

補助金交付決定取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

淡路花博25周年記念事業実行委員会

実行委員長　石村　健　　印

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号により決定した淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金の全部（一部）について、次のとおり取り消したので、淡路花博25周年記念花みどりフェア バスを活用した誘客促進事業補助金交付要綱第17条第２項の規定により、通知します。

記

１　取消しをする理由

２　交付決定の取消額

　　　交付決定額　　　　　　　　円

　　　今回取消額　　　　　　　　円

　　　更正決定額　　　　　　　　円

３　バス乗り放題きっぷ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | バス乗り放題きっぷ | | 大人 | 子供 | 合計 |
| １ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題  きっぷ大磯号１日版 | 宿泊旅行プラン用 | 枚 | 枚 | 枚 |
| ２ | 日帰り旅行ﾌﾟﾗﾝ用(※) | 枚 | 枚 | 枚 |
| ３ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ大磯号２日版 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ４ | 北淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷかけはし号 | | 枚 | 枚 | 枚 |
| ５ | 南淡路ﾊﾞｽ乗り放題きっぷ | | 枚 | 枚 | 枚 |
|  | 合計 | | 枚 | 枚 | 枚 |

　　　　(※)うち、実行委員会負担分　大人1,000円（2,400円×1/2）×　枚　＝　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　 子供500円（1,200円×1/2）×　　枚　＝　　　　　円